（別紙４）

事　前　評　価　調　書

Ⅰ 事業概要

事 業 名	交通安全施設等整備事業（交差点改良）
地 区 名	一般国道２４７号
事業箇所	半田市州の崎町
事業のあらまし	衣浦大橋及びその周辺における慢性的渋滞が住民活動や企業活動に支障となっており、県関係機関で構成する「衣浦大橋周辺渋滞対策検討会」において、渋滞対策の検討・推進をおこなっている。 当該箇所「衣浦大橋西交差点」は碧南から西行き左折車両が多く、渋滞が著しい箇所である。 当事業は、渋滞対策として他事業で西行き左折専用レーンの設置をおこなうことに伴って当交差点を改良するものである。
事業目標	【達成（主要）目標】 交通の円滑化 【副次目標】（必要に応じて記載する） なし

事 業 費	事業費	内訳
	0.70 億円	■工事費 0.50 億円、□用補費 0.0 億円、■その他 0.20 億円

事業期間	採択予定年度	平成 25 年度	着工予定年度	平成 25 年度	完成予定年度	平成 27 年度

事業内容	交差点改良　Ｎ＝1 式

Ⅱ 評価

①事業の必要性

1) 必要性	交差点改良が必要。
判定	A A：　現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：　現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。
	【理由】 交差点の円滑化

②事業の実効性

1) 事業計画

事業計画及び実績

		H25	H26	H27
工種区分	調査・設計	←→	←→	
	工事			←→
	・交差点改良			
事業費（億円）		0.70		

※事業費について、今後５年間分の事業費と、それ以降の残事業費を記載する。

2) 地元の合意形成	地元からは整備要望が強く、地元の合意形成は容易になされる。
判定	A A：　事業計画の実効性が期待できる。 B：　事業計画の実効性が期待できない。
	【理由】 無理のない資金計画となっている。 地元の合意形成も容易である。

Ⅲ 対応方針

事業実施	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてＡ判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容
■対象（事業完了後５年目）　□対象外 【事業完了後５年を越えて実施する理由・対象外の理由】 【主な評価内容】 整備による周辺交通の変化（交通量、事故内容、件数）